

# 湛然『金剛錍』の研究

——現代語試訳(2)——

島 村 大 心

## I 序 言

現代語訳の提示は解釈の提示でもあるが、『金剛錍』の記述は章句の省略・論理の飛躍が多く、確定的な理解は困難であって、ここに示した訳も一つの解釈に過ぎない。更に妥当な解釈・理解も充分考えられるので、諸賢のご見解の開示を請いたい。(2011年7月15日 記)\*

### 凡例

- 一 本翻訳は、唐天台沙門湛然述『金剛錍』（大正新脩大藏經、第46巻、No.1932）を底本とした翻訳研究である。
- 二 本翻訳中、使用される記号は下記の通りである。
  - ① [ ] 内は筆者の補充（一部、国訳自身が補充しているのも、その記述箇所には言及せず、これによって表示した）。
  - ② (= ) は筆者の解釈。
  - ③ ( ) 内は大正蔵の原文であるが、本稿は国訳と池田117以下に多くを依っている。
  - ④ 【 】 内の活字ポイントを下げた箇所は、唐代明曠『金剛錍論私記会本』（新纂大日本統蔵經、第56巻、『私記』と略称）、宋代時挙『金剛錍積文』（新纂大日本統蔵經、第56巻、『積文』と略称）等の注釈書における該当箇所の提示を含めた、筆者による解説である。

本稿（本号）では、下記「科段」中の「2(2) 第二節 立論の趣旨を明かす」から「2(2)⑤ 第五款 情と理の立場から事理を判じ無情有仏性の道理を顕かにする」までを掲載する。

### 『金剛錍』科段

- 1 第一章 この論の興る縁由を叙す
- 2 第二章 正しく論を立てる
  - 2(1) 第一節 涅槃の義を解説

- 2(1)① 第一款 意を叙べる
- 2(1)② 第二款 涅槃の義を解説する
- 2(1)② i 第一項 意を叙べる
- 2(1)② ii 第二項 經を引用して義を示す
- 2(1)② ii 1 第一目 仏性の進否を示す
- 2(1)② ii 2 第二目 教部の権実を示す
- 2(1)② iii 第三項 野客に対し進否、権実を解説する
- 2(1)② iii 1 第一目 名相について進否を解説する
- 2(1)② iii 2 第二目 説相について権実を解説する
- 2(2) 第二節 立論の趣旨を明かす
- 2(2)① 第一款 立論の趣旨を述べる
- 2(2)② 第二款 立論の意義を明らかにする
- 2(2)③ 第三款 立論の所以を明らかにする
- 2(2)④ 第四款 教の立場で分析する
- 2(2)⑤ 第五款 情と理の立場から事理を判じ無情有仏性の道理を顕かにする
- 2(3) 第三節 迷を論し正を顕かにする
- 2(3)① 第一款 旧執について違妨を通ず
- 2(3)① i 第一項 簡略に違妨を通ず
- 2(3)① ii 第二項 広く意味内容を解説する
- 2(3)① iii 第三項 法性と仏性についての〈名と体の同異〉を明らかにする
- 2(3)① iii 1 第一目 法性と仏性についての〈名と体の異名〉を明らかにする
- 2(3)① iii 2 第二目 正解を引きとめ偏執を批判する
- 2(3)② 第二款 正解に導き疑滞を決着する
- 2(3)② i 第一項 前を承けて疑迷を記し、野客が疑迷を提示する
- 2(3)② ii 第二項 師の開導
- 2(3)② ii 1 第一目 疑の原因を指示する
- 2(3)② ii 2 第二目 問を設定して疑を論ず
- 2(3)② ii 3 第三目 野客の理解
- 2(3)② ii 4 第四目 野客の理解を驗らべる
- 2(4) 第四節 一家の教行を伝弘する
- 2(4)① 第一款 観道の立場から一家の教行を伝弘する
- 2(4)② 第二款 教義の立場から一家の教行を伝弘する
- 2(4)③ 第三款 理具三千の観点から一家の奥旨を示す

## 2(5) 第五節 行化の方法

## 3 第三章 結論として流通を勧める

## 使用文献および略称一覧

なお、脚注中、下記の略称に添えた数字は当該箇所の見数を示している。

- 池田：池田魯参「荆溪湛然の仏性説」『塩入良道先生追悼論文集 天台思想と東アジア文化の研究』山喜房 1991年12月
- 義解：『金剛錮義解中』南宋善月（1149～1241）新纂大日本統蔵経 第56巻
- 顕性録：『金剛錮顕性録』宋智円（976～1022）新纂大日本統蔵経 第56巻
- 国訳：『金剛錮論』多田厚隆訳 国訳一切経和漢撰述部 諸宗部十四 昭和35年7月初版発行 昭和54年1月改訂発行
- 私記：『金剛錮論私記会本』唐代明曠 新纂大日本統蔵経 第56巻
- 島村 f：島村大心「『釈摩訶衍論』の説く「一行者成正覚＝一切衆生成正覚」の真意」『善通寺教学振興会紀要』第12号 平成18年12月
- 島村 h：島村大心「『釈摩訶衍論』の「無念・正念」「雑乱」「微塵で見ず」の意味内容」『智山学報』第56輯
- 島村 L：島村大心「大乘仏教の発見した真理の内実」印仏研 第53巻1号 平成16年、及びこれを大幅に加筆・改定した拙論「『妄尽還源観』に説かれる海印三昧と真理の内実」『密教学』種智院大学 第45号〔付録〕
- 島村 r：島村大心「如来蔵の意味内容」『豊山教学大会紀要』第35号
- 島村 v：島村大心「中国仏教における非情成仏説の真意について」『密教学』種智院大学 第44号
- 島村 x：島村大心「華嚴『五教章』における「真如随縁」の意味」印仏研 第57巻1号 平成20年、及びこれを大幅に加筆・改定した『善通寺教学振興会紀要』第15号
- 釈文：『金剛錮釈文』宋代時挙 新纂大日本統蔵経 第56巻
- 中村：中村元『仏教語大辞典』東京書籍 昭和56年5月
- 日比：日比宣正『唐代天台学序説—湛然の著作に関する研究—』山喜房佛書林 昭和41年10月・昭和50年7月
- K：菅野博史『法華玄義』下 レグルス文庫 1995年3月
- T：大正新脩大蔵経

## II 現代語試訳

### 〔2(2) 第二節 立論の趣旨を明かす〕

#### 〔2(2)① 第一款 立論の趣旨を述べる〕

今や、現〔在の衆生を利益する『法華経』〕と未〔来の衆生を利益する『涅槃経』を－『釈文』578b〕 捜求して〔有情・無情に〕円融〔する仏性〕を建立しよう。〔世人は有情に仏性が有ることを信じているから、仏〕性が無いと〔言われても〕弊れ〔苦しむ〕<sup>(1)</sup> ことはないが、但だ、〔無情には仏性がないという記述をみて、これでは仏性が一切に遍じているという〕理が通らない<sup>(2)</sup> ことに困〔惑〕してしまうから、『法華経』『涅槃経』は〔仏〕性〔に関する記述〕の中で〔仏性の〕<sup>(3)</sup> 体が〔一切法・無情にも〕遍じていることをさし<sup>(4)</sup> 〔点〕示して、〔その〕傍ら〔その仏性が〕偏えに〔仏性と区別された〕清浄真如のみを指している〔との解釈〕を否定<sup>(5)</sup> 〔遮〕するのである。〔小乗ですら心によって真如をあらわしているのだから、このように理解しなければ〕尚、小〔乗〕の真〔如の意味〕をも失ってしまうことになる。〔そうなれば〕仏性がどうして〔安〕在る〔といえるのだろうか〕。他<sup>かれ</sup>（＝天台以外の人－池田128は世人とする）は之（＝上記の意味）を見ないで、空しく無情に〔仏〕性が有るか無いかを論ずるだけで、一家（天台教義－池田128は広く仏教とする）が立てる義の大旨を曉らかにしていない。

#### 【『釈文』578bc の注釈――

今家（＝天台教義）は法華・涅槃の二経に依って〈円融なる仏性が〔一切法に〕周遍して、唯心体具の〔趣〕旨〉を建立して、復、〈立宗の実意を、一実に戻せしめる〉ことを示す。法華〔経〕は正に現世の機縁（＝説法対象としての衆生）の為に開権・顕実して、〔仏性が〕常住である義を明かして、涅槃〔経〕は未来の機縁の為に常住なる仏性を解説（談）しているのだから（以……故）、〔この〕二経は相対しており而も〔別のものとして〕分かたれる。〔それ〕故、摩訶止観は此の二経に依って円融の行を建立しているのだから、〔その〕意味（義）を例〔示〕して云うのに、散じて諸文を引〔用〕しており、一代〔の説法〕を備えている〔該〕が、〔引用〕文の体なる正意は唯、二経に帰する。今、荊谿〔湛然〕も亦、止観を<sup>つと</sup>效めて、円融なる仏性（＝三因仏性の平等・平等なる空の公理・第二真理命題）の〔趣〕旨を建立している。〔この理解は〕野客〔が理解する〕無情・無仏性の弊〔害の有る理解〕とは不同であるから、〔上記本文に〕「弊れ〔苦しむ〕ことはない」と云っている。〔上記本文にいう〕困〔惑〕とは、「病のこと」である。〔これは〕但なる病のことなのであって、〔その「病」とは、野客が〕〈仏性の理を理解していない〉こと〔の意味〕である。此〔の理解〕に於いては実なる理はふさがれ<sup>(壅)</sup> 〔ていて（＝三因仏性が平等ではなく、夫々が異なる個物として行者に顕現していること）、正見に通じておらず、唯、〈仏性〔の存在〕は有情のみに局られており、無情には遍じていない〉から、今（＝本文で）は、衆生の煩惱なる妄染の心体〔が、悟り・真如・実相においては〕（於）、其れが〈本有なる正因仏性〔と自体〕であり、非内外であって虚空

に遍じていること）を示している。是の義を〔理〕解できれば、任運（＝自由無礙）となり、無情を〔有情と〕区別（隔）せずに（＝第二真理命題系1）、直ちに（則）〈無情が仏性を有つ〉ことが成〔立〕する。故に〔上記本文に次のように〕云う。「故に〔仏〕性〔に関する記述〕の中で〔仏性の〕体（＝正因仏性）が〔一切法・無情にも〕遍じていることをさし（点）示して」と。正に是れは〈衆生の正因〔仏性〕なる体が〔一切法に〕遍じている〉ことである。〔上記本文に〕「〔その〕旁らに〔その仏性が〕偏えに〔仏性と区別された〕清浄真如のみを指している〔との解釈〕を否定（遮）する」とは、「旁ら」とは正〔因仏性〕に対〔照〕させて言〔語表現〕を為している）のであって、今の〔それに〕よって（以）〈体（＝正因仏性）が〔一切法に〕遍じている〉ことを点示する所とは、正に〈円（＝実相）なる妄（＝第二真理命題）を顕かしている（為）のであって、〈染即仏性〉の義（＝第二真理命題）が此こ（＝〈本有なる正因仏性は、非内外であって虚空に遍じていること〉）に在って、彼しこ（＝〈仏性は有情のみに局られており、無情には遍じていないこと〉）には不在なることである。思うに（蓋）、他宗は偏えに〈衆生有清浄性〉を指し〔示し〕、但、〈〔仏性を〕有情のみに局って、無情には遍じていない〉として、〈唯心・体具（＝心具三千）の〔趣〕旨〉を〔見〕失っているから（由……故）、今〔ここで〕は、〔有情と無情との〕円融（＝第二真理命題系1）を建立して其の謬った執〔著〕を遮防しているのである。〔上記本文の〕「偏えに〔清浄真如のみを〕指している〔との解釈〕を否定（遮）する」との記述（言）は〔次の〕二義を含んでいる。〔第〕一は、果事（＝修行によって実現した実相）に惑い、因理（＝本有の実相）に迷って、〈衆生是因中に但、其の性（＝実相・真如）が有り、其の〔衆生に顕現している現象世界なる〕事には無い〉と謂う。〔かかる誤解は〕〈〔悟り・真如・実相が顕現している〕果地では依・正が一体（融通）となっており（＝第二真理命題系1）、〔この事態は〕、思うに（蓋）衆生が理としては〔正因仏性を〕本〔来〕具足していること（<sup>6</sup>）に由る〉ことを知らないのである。〔第〕二は、〈仏性の融通は無情の間に〔局られて〕いて、有情有〔仏〕性・無情無〔仏〕性である〉と云うことは、決してできないことである（豈……耶）。但、其れは、〔かかる理〕解のみがこのようである（如此）のみならず、其れは「立行」にまで及び、亦、〔正しい行は〕〈直〔接的〕に、〔染を排除した〕清浄真如〔のみ〕を觀ずることを境と為す〉〔と誤解するのである〕。若し其のようであれば（然者）、小乗の偏真（＝真と妄を対立させて理解した場合の、妄・染を除外した真）も亦、〈苦集を滅してから復び真を証する〉ことであり、〈ただ（苟）〔小乗の偏なる〕真如を直觀することは、但、大乘の心境に味らい〉ということだけであろうか（豈……哉）。尚お、つまり（乃）〔かかる理解では〕小〔乗の偏〕真をも失っており、〔これでは、大乘の説く正因〕仏性が〔上記本文が説くように〕どうして在ると云えようか（安……哉）。此れは円教を（以）偏中の三蔵なる小乗と対〔比〕させているのであって、〔上記本文が〕「他は之を見ない」と説くのは、正に〔次のことを〕指している。〔つまり〕〈其れが、「仏性の円具・融即、心・仏・衆生の三の無差別の〔趣〕旨」を見ないこと〉であって、空しく夫れ果事（＝悟り・真如・実相）は方に融じており、無情はそのままで（則）有〔仏性〕であるのに、〈因理がもともと（既）無情を、直ちに（則）無〔仏性として〕差別（隔）している〉と論ずることを指しているのである。若し〈①果体（＝実相・正因仏性）が〔一切に〕遍じていることが〔衆〕生の〔仏〕性が〔一切

に）遍じていることに由ること、及び②一家（=天台思想）の大旨が「唯心・体具〔三千〕」に在ることを立てていること）を、知れば、直ちに（則）空論をすることはなくなる（不致）。】

## 〔2(2)② 第二款 立論の意義を明らかにする〕

故に〈「唯心」に達し「体具〔三千〕」を了〔解〕すれば、どうして〔行者の理解は〕必ず（焉）同〔一〕になる。若しも「唯心」が〔成〕立しなければ、一切の大教は全く無用と為り、若し「心具〔三千〕」を認めなければ（不許）円頓之理は直ちに（乃）無駄（徒）な施〔設〕と成ってしまう。「唯心具〔三千〕」を信じて、復た〔依正における仏性の—国訳105〕有無を疑うなら、直ちに（則）〔それは〕己心の〔仏性の〕有無を疑うことなのである。故に〔「体具〔三千〕」と「唯心」の成立によって〕〈一塵一心はそのままで（即）一切の〔衆〕生と仏の心性〔そのもの〕である〉ことが理解（知）され、かならずや（何）独り自心〔における仏性〕の有無のみならず〔一切法の有仏性が成立〕するのである。〔衆生は仏と〕〈共に造り、共に変じ<sup>(7)</sup>〉、〔衆生の〕同〔仏〕化境<sup>(8)</sup>（=「感」—国訳注56）であり、〔仏の〕同〔仏〕化事<sup>(9)</sup>（=「応」—国訳注56）でもあるからである。

### 【『积文』578c～579aの注釈—

故に唯心に達し、体具〔三千〕を了〔解〕すれば、止の有無也。〔 〕から〕出て、〔仏性に関して〕、情〔有仏性〕と無情〔無仏性〕とを分かない円〔教〕の〔趣〕旨をさし示（点）して、唯心・体具〔三千なる実相〕は直ちに（即）〔一切に〕遍じて〔次の〕二義を具えることになる。①若し「万法が唯心」であることを了〔解〕すれば、〈心外は無境〉となり直ちに（則）〈此の心が一切法に遍じていること〉を知って、情と無情との異なりを聞てないようになる。此の「唯心」はもともと（既）一切に遍じており、つまり（即）体量なのである。②若し〈此の体（=唯心なる実相）が一切法を具していること〉を知れば、〈情と無情とを異なるものとして、決して（豈）〔両者を〕分つこと〉はしない（=一切法が平等なる空の公理）。此の「具」の字はそのままで（即）、「体徳」の〔意味〕なのである。故に下文に「遍を示す」と云っている。是の（量は具を示し体を示すこと）徳が若し、此の二に達すれば、直ちに（則）各々の〔現象界の個物としての〕法（法法）は皆、〔つまり〕唯〔心〕なる法法は、皆〔三千を〕具しているのであって、全ては必ず平等となってしまう（有何彼此同異之分耶）のである。若し「唯心体具〔三千〕」を信じて、復、〔仏性の〕有無を疑うことは、〈自心における〔仏性の〕有無を疑っているだけのこと〉（耳）である。つまり（則）〈心・仏・衆生の三が無差別である〉との〔趣〕旨が全く（全然）解っていない（不曉）のだから、結〔論〕として〔次のように、〕上記本文は云っている。「故に止を知って、同化事と〔なる〕からである」と。若し〈心・仏・衆生の三の無差別〉を知れば、直ちに（則）〈無情なる至微の一塵・衆生の介爾の一心〉はそのままで（即）〈一切の〔衆〕生と仏なる依・正〉なのである。汝はもともと（既）己心における〔仏性の〕有無を疑っているのだから、〔それは〕かならずや（豈非……耶）〈一切〔衆〕生におけ

る仏〔性〕の有無を疑っていることなのである。独り於自心における〔仏性の有無を〕疑っていることではない（何……哉）のである。抑も又、どうして（何）但に〈因理が不融・不遍〉であるだけであろうか。以由造則三法共造以体元妙故此是理造變則三法全体共變此是事變。所化の境は機〔根の「感」〕の観点からであって、能化の事と言うのは、約〔仏の〕「応」の観点から表現（言）しているのである。〔かかる事態は〕十界は本〔来〕同〔一〕であることに由るのだから（以……故）、皆〔上記本文に〕「同」と云っているのであって、所謂〔仏なる〕「能応」は多いとはいえ（雖）、十界を出ず、物機（＝衆生）は無量であるが三千以上ではない（不出）。如是、つまり（則）機〔の感〕と〔仏の〕応との事理は同一の〔報・応の〕仏性〔の用らき〕であって、〔正因〕仏性は〔一切法に〕周遍しており、〔三千を〕円具しており、情・無情を撰して〔一切有仏性の〕義は確定的に（無不）明らかなのであって、復、〔情・無情における仏性の〕有無を疑う〔余地〕はないのである（豈……耶）。】

故に世〔間の人〕は教に権と実とが〔有ることを〕知らず、それゆえ（以）汝（子）も〈仏性の名を何れの教に従って立てたのか、無情〔無仏性〕の表現（称）は何れの〔教の〕文に局って在るのか〉を考えて（思）いないのであって、〔このことは〕已に前に説いた通り（如）である。

### 〔2(2)③ 第三款 立論の所以を明らかにする〕

私（余）は世〔人の〕迷いを患えて恒に〔真理を〕さし（点）示そうと思っている。是故、臍ぼけた〔ふりをして〕「無情有〔仏〕性」をのべた（言）。何をさし（点）示すと謂うのか〔と言うと、次の二点である〕。①第一は、〔世人は〕〈本来（元）の性（＝真如・実相）〔は一如であるのに、現象界は心〕に従って変ずること<sup>(10)</sup>〕〔の意味〕に迷っていること（『私記』495c）を示し、②第二は、〔仏〕性を示してが其（＝衆生）の迷いを改めさせることである。是故、ここでは（且）〔この第二に従って－『私記』495c〕「無情有〔仏〕性」と云うのである。

### 〔2(2)④ 第四款 教の立場で分析する〕

若し大〔教〕と小〔教〕とを〔区〕分〔して論ず〕れば、つまり（則）〔真如の〕随縁と不変の説は<sup>(11)</sup>〔『大乘起信論義記』なる〕大教から出ている<sup>(12)</sup>。〈木石は無心である〉とする語は小教（宗）より生じたものである。汝（子）が〔木石は無心とする〕小道に執して大道（達）に抗しようとするのは、まるで（猶）<sup>かまきり</sup>螻蛄のようなものである。〔また〕どうして（何）井蛙と殊なることがあるのか。

【『釈文』579abの注釈――

以上（前来）に、既に円実なる大教の「唯心体具〔三千〕」によって〈其の仏性が〔一切法に〕周遍して

いること)を示し已畢つたのだから、今〔ここで〕は、「点示」の意〔味〕を明らかにしよう(欲)と決めた(須)。故に、重ねて結〔論として、次のように湛然は〕批判(責)している。「世人が〔教に権・実が有ること〕を知らないために(由……故)、〔権教なる縁・了〔因仏性〕が無情には遍じていない〕と〔の誤解に〕執〔著〕して、汝(子)は、不思正因〔仏性〕の体(=真如・実相)が〔一切法に〕遍じているという〔正因〕仏性と表現されるもの(名)が〔権・実教の内の〕何れの教に従って立てられ、無情〔無仏性〕の表現(称)が何れの文に局在しているのか)を考え(思わ)ないから(以)、〔実教なる〕前の〔本〕文が若し「無情〔無仏性〕」と云う〔と理解した〕なら、直ちに(即)〔実教が〕〔無情有〔仏〕性〕と云っていることに〔対〕応しなくなってしまう。前の三教(=藏・通・別教)に属するものが、若し「〔無情〕有〔仏〕性」と云えば、直ちに(即)無情は〔無仏性である〕と云う〔三教の主張に〕合〔致〕しなくなってしまう。〔仏性は無情にも有るとの主張は〕円教のみに局在するのである。又〔三十一迦葉品に〕「衆生の仏性は猶お虚空の如し」と云い、又、〔前の本文に次のように〕云う。「非仏性の為に説いて仏性と為す。非仏性とは墻壁瓦礫〔のこと〕を謂う」と。已に前に説いたように(如)、上説者の如きは、私(余=湛然)が〔世人が此の仏性の〕〔有無の趣〕旨に迷っていること)を思えるから(所以)、常に〔その真意を〕指し(点)示そうと思って、思わず(不覺)寢〔ごとに〕「無情有〔仏〕性」と云ってしまった。〔その真意を〕指し(点)示すことに〔次の〕二が有る。〔第〕一は、〔迷を示している。元〔来、染浄二分よりなる〕仏〕性から(從)<sup>(13)</sup>その内の染分が〕変じて、つまり(即)〔真從り妄が起る〕という意味(義)である。〔第〕二は、〔仏〕性を示して其の迷を令めて、つまり(即)〔妄を返して真に帰せしめる〕という意味(義)である。故にここでは(且)「無情有〔仏〕性」と云うのであって、そうであるから(然)、〔凡夫に顕現している〕個物としての法(法法)は〔悟り・真如・実相においては〕平等であり、本来情に分ける必要は全くない(何)のである。但、迷っている者は、不覺にも〔妄識に〕流れて、〔真・実相に〕返ることを忘れてしまうから、〔湛然は〕茲こで〔実相を〕点示しているだけのこと(耳)なのである。若し教によって(以)、大・小〔教〕を分ければ、此のことは、偏・円の観点から大・小〔教〕を分けることであり、已に前に説いた通り(如)、不変〔仏性〕は「理(=実相)」のことであり、隨縁〔仏性〕は「事(=現象界の個物)」のことであり、「事即是理」「理即是事」というこのような〔実相なる〕事態(如此)では、つまり(則)〔凡夫にとっては染浄二分なる仏性の内の染分が〕隨縁している時であっても、〔覺者に顕現している実相なる事態では〕情と無情〔とを区別する必要〕は無いのであって(誰)、若しそうであれば(然)つまり(則)〔仏性の有無に関して〕〔有情とは〕別に無情の名を立てることは不適(不当)なのである。〔これとは反対に〕若し小宗に在って〔仏性を論ずるのなら〕、直ちに(則)〔木石なる無心〔の物は無仏性〕である(有)〕との表現(語)は許され(容)て、「〔染浄二分なる仏性の内の染分が〕隨縁する〔事態〕」は、〔そこに、個物として区別〕された法〕を諷んでいるのである。〔然し〕非今〔ここでの〕所論は亦、小宗に属するものではないのである。汝(子)・〔小道に執〕〔著〕して大路(遠)に抗しよう(欲)とする)等の者は他宗〔の者〕であって、執〔墻壁は非〔有〕仏性とする小道〕に執〔著〕して、大教の仏性なる大路(遠)に抗するものであって、其れはまるで(猶)〔螳螂が轍を拒み、井蛙が海を軽んずる〕



とする表現（語）と同じであって『莊子』に出ているが、更めて繁しく引くことはしない。】

## 〔2(2)⑤ 第五款 情と理の立場から事理を判じ無情有仏性の道理を顕かにする〕

故に汝（子）は応に〔次のように〕知るべきである。「万法は真如（＝第二真理命題）である。不変〔真如〕に由れば〔万法は〔不変なる〕真如として成立している〕から。真如は〔凡夫に顕現している〕万法〔の覚者への見え方〕である。随縁〔真如〕に由れば〔真如は、凡夫には随縁なる真如としての万法が成立している〕から」と。汝（子）が「無情は無仏性」と信じたとしても、〔もともと真如と仏性とは同一視できるのだから〕<sup>(14)</sup> どうして（豈）<sup>(15)</sup> 「万法（＝無情を含む）には真如（＝仏性）が無い」ということがあろうか。なぜなら（故）、万法と言われるもの（称）は、微小なもの（纖塵）〔程〕も隔てることはない（寧隔＝一切平等）のであり、真如の体は彼・我〔を区別すること〕は全くない（何専）のである。是れはつまり（則）〔喩えてみれば〕、〈波（＝万法、『私記』496aは用－如来の後得智としての変化・利他行－の喩とする）の無い水（＝真如）などは有ること無く、未だ湿おすこと（＝真如、『私記』496aは体性のこととする）のない波（＝万法－以上池田128）は有ることがない<sup>(16)</sup> 〔ことと同じである〕。湿り〔氣〕（＝真如）に在っては、どうして（詎＝何）混〔濁〕（＝俗諦）と〔清〕澄（＝勝義諦 a 2）とを問てることがあろうか（＝第二真理命題）。波（＝俗）に為れば自から〔そこに〕清・濁が〔区〕分される（俗諦と勝義諦の成立）。〔然し〕清が有り濁が有るとはいえ（雖）、而も〔水・真如の〕一なる〔本〕性には差別（殊）は無い（＝第二真理命題）。縦とえ〔真如・二分依他性の染分が随縁して〕正〔報〕を造り、依〔報〕を造るとしても、〔この事態は〕理（＝真如・実相）に依っているのがあって、結局の所（終）〔有情と無情は〕異った・〔悟りとしての〕結果<sup>(17)</sup>（轍）ではない（＝両者の同一・第二真理命題系1）のであるから、若し〔真如の〕随縁・不変〔の説〕をみとめるなら（許）、〔更に〕復た、〔性（＝真如・仏性）の外〔部〕に〔仏性とは異なる〕無情有有ることはない（＝無情も真如・仏性に含まれている・第二真理命題）のがあって〕「無情における〔仏性の〕有無<sup>(18)</sup>」を云うことが、自家撞着（自語相違）となってしまう（豈非）のである。故に〔次のように〕理解できる（知）。〔悟り・真如・実相が実現している〕果地において、依（＝無情）と正（＝有情）とが融通していること（＝両者の同一・第二真理命題系1）は、全て（並）において〈衆生が〔真〕理としての〔一なる〕本（＝真如、無情と有情との無区別）を根拠（依）としている〉からである。以上（此）はつまり（乃）事（＝現象界の万法）と理（＝真如 a 2）とを相い対させることによって（以）説いたのであるが、若し唯だ理（＝真如）のみ〔の立場〕から説けば（従）、只だ〈水（＝真如 A 1）には本〔来〕波（＝現象界）は無い〉（＝無相なる空の公理）と云うことはできるが、必ずや〈波（＝現象界）の中に水（＝真如）は無い〉と云うことはできない<sup>(19)</sup>（不得）のである。東に迷って西と為すのと同じように、只だ、〈東処には西は無い〉と云うことはできるが（以上大正46－

782c)、結局は（終）、〈西処に〔立ってみればそこに〕東〔の方角〕が無い〉とはいえない<sup>(20)</sup>（不得）のである。若し唯だ、〔現象界と真如 a 2 とを対比させる〕迷に従って説けば、直ちに（則）〈波（＝現象世界）には水（＝真如 a 2）の名は無く、西には東という〔名〕称がない（失）〉のである。〔有〕情（＝波・事）と〔仏〕性（＝水・理）とを〔結〕合させる譬については以上のこと（之）を思って理解すべき（可知）である。無情に関する〔仏性の〕有無についても、この例によって理解できる（可見）のである。

【『釈文』 579b～580a の注釈——

此の文はつまり（乃）次（彼＝『起信論』の根拠（所立）を用いて、彼（＝野客）を斥けているのである。良ことに〔この記述は〕『起信論』が一心門（＝染浄二分依他性－島村 r）の中に於いて、真如〔門〕と生滅〔門〕との二門を開いている）ことに依拠（由）して、藏師が藏疏中に於いて却って真如門<sup>(21)</sup>によって（以）〈不変・随縁の二義〉を明かにしてから彼が〈随縁の義〉を設定しているのではあるが（雖立）、〔真実には〕但、〈一なる理（＝染浄二分依他性）が随縁するから（以）、〈性（＝真如・実相）が具〔三千〕として随縁する〕と表現する〕のである。〔かかる事態は〕彼（＝野客）の所知ではない。四明はそれゆえに（所以）〈別理の随縁〉を立てて、之〔の事態〕を正しくはかつて（格量）いるのである。故に今は、彼（＝『起信論』の所立によって（以）之（＝野客の理解）を斥けて、万〔法として〕の諸法の総称としているのである。汝（子）はつまり（乃）〈万法は真如であることは、〔真如の〕不変に由る〉ことを指しているが、必ずや（豈非）〈真如が随縁して万法と為る時には、当の〔その真如の〕体は不変なのだから、万法は真如〔そのもの〕<sup>(22)</sup>〉なのである。真如〔に関して記述する場合は〕理（＝実相）に従って〔名〕称を立てるのであって、既に〈真如は万法である〕〔との表現〕は〔真如の〕随縁に依拠（由）していることを指し〔示し〕ており、かならずや（豈非）《〔万法不変の<sup>ことわり</sup>処り〕は、〈真如の全体が随縁するのだから、真如が万法である〔ということの意味である〕》。汝（子）は最早（既）此〔の事態〕を理解し（知）た筈である（矣）。〔それなのに〕復び、「無情有仏性」を信じないなら、必ずや（豈非……耶）〈万法が真如ではない〉ことに〔なってしまうではないか〕。万法の〔名〕称等は、一家（＝天台教学）の〔上記に記述した〕円教としての「真如随縁」の意味（義）によって（以）之〔の誤解〕を破して、既に真如を統括（全）して万法と為してあり、万法が纖塵を隔てることは全くない（豈）。又、真如の体は「本来平等」（＝無相・平等なる空の公理）なのであって、〔仏性が〕〈我なる有情に局られること、彼の無情を隔てること〉はないのである（何）。最早（既）彼・我に於いて〔無仏性又は有仏性として〕専〔一〕にすることはないのであって、「有情有〔仏性〕、無情無〔仏性〕」ということは決してないのである（豈……耶）。

次には、波・水によって（以）之（＝現象界と真如）を喩えている。波は〔現象界の〕万法を喩え、水の湿〔性〕は真如を喩えている。〔水の〕湿〔性〕には、混（＝俗諦 B）と〔これに対比される概念としての〕澄（＝勝義諦 A 1）が無いことと、性（＝真如・実相）の不変（＝第三真理命題）とを喩えている。波（＝俗諦）は、清（＝概念としての真如 a 2）と濁（＝現象界の個物 B）とを分けて、〔それに〕よって

(以) 依・正を喩えている。波には清・濁としての殊なるものが有るとはいえ(雖)、湿性(=真如)には殊なるものは無い(=無相・平等なる空の公理)。「俗諦には」依・正の〔区〕別が有る〔上記本文に云う〕「理(=真如・実相)に依って」の「依」の字は、「依る」はつまり(乃)「據る」である。〔上記本文に云う〕「若し〔真如の〕随縁・不変〔の説〕をみとめるなら(許)」の下は、其の所立によって(以)之を結責して、〔次のことを〕謂っているのである。〈藏疏は既に真如随縁を明らかにしているのだが、是れはつまり(則)、〔真如が〕随縁したものを万法と為しているのだが、<sup>ことわ</sup>廻りとしては〔その〕当体は不変である。万法はもともと(既)依・正を諷んでいるが、依・正はすべて(無非)仏性なのである。復、無情について〔仏性の〕有と無を云えば、かならずや(豈非……耶)〔その有と無との〕自語は相違してしまうのである〕と。故に〈果地においては依・正が融通している〕こととは、〈果〔として、真俗双運の覚者に顕現している俗諦の〕諸現象(事)について〔云っていること〕である〕ことと理解される(知)。全て(竝)〔の法〕は〈衆生の理なる本(=二分二分依他性)に依〔拠〕している〕とは、〈因なる理(=染浄二分依他性としての理)の〕ことである。〔上記本文に云う〕「果事において之(=依・正)が融通自在である」ことの所以は、其れは〈衆生に在っては、〔その本〕性の体(=染浄二分依他性の内の浄分・真如)は元〔来、一切法に〕遍じている〕(=覚者には一切法は真如・実相として顕現している・第二真理命題)から(由……故)なのである。若し〔万法が〕〈衆生の理なる本(=染浄二分依他性)に由らない〕とすれば、却って〈本無今有<sup>(24)</sup>〉を成〔立〕させてしまい、是れは〔二分のうちの浄分も〕〈無常なる法〕となってしまう〔仏性の実有を説明できなくなってしまう〕のである。他(=野客)は、仏に対しては、〈〔一切法が〕互融していることが〔実〕現している〕訳(=由)が此こ(=上記事態)に在ることを理解(達)していないから(由……故)、果なる〔施権の〕事に惑い、因なる〔染浄二分依他性の〕理に迷い、〈無情は無仏性であるのか〉との疑いに執〔著〕しているのである。〔彼は〕〈凡聖・因果・依正・自他の体が同性であって、〔一切法に〕遍じている〕ことを理解せねばならない(要知)のである。全ての(無非)衆生は因としての〔染浄二分二分依他性の〕心の本具している者なのである。〈心・仏・衆生の三は無差別〉との斯の言は、此ここに有在し、つまり(乃)〔これらが平〕等であることは、上〔記〕の〔本〕文の「随縁・不変」を総結して、波・水を互いに論じて、一往を出していない。事理の相対として之を論ずる立場からの〔論述〕なのである。〔上記本文の〕「若し唯(惟)だ理(=真如)のみ〔の立場から説けば〕」〔以〕下は全て喩の観点で、迷情に順わずに直〔接的〕に理の観点から顕かにして、説いているのである。只、〈理なる本〔来のあり方〕には〔現象界の〕事がない〕と云う可きべきものは、何者法法即性何適而非理也。世間の相は常住であって、斯之謂歎必ずしも〈事の中に理がない〕と云うことは正しくない(不当)。東西も亦、同様(然)であって、本〔来〕西(是)は東なのである。之に迷って西と謂うのは、今、直〔接的〕に東従り説けば、只、〈東廻には西は無い〕と云う可きなのに、迷って西と為すが、西は元〔来〕東なのであって、結局(終)は、〈西廻には東は無い〕と云うことは正しくない(不当)。〔上記本文のように〕「若し唯(惟)だ、〔現象界と真如 a 2 とを対比させて〕迷って説けば〕直ちに(則)〔凡〕情は理に迷ってしまい、唯、迷っているだけの〕ことである。〔上記本文に〕謂う所の「波(=現象世界)には水(=真如 a 2)の名は無く、西には

東という〔名〕称がない（失）」とは、但、〈〔有〕情と無情とに差別が有ること〉を見ているだけで、つまり（則）復た、仏性（＝真如・実相）を見ていないのである。〔上記本文に云う〕「〔有〕情（＝波・事）と〔仏〕性（＝水・理）との〔結〕合」を解説（辯）する四句は前〔述〕の通りである。若し理（＝真如・実相）に従って説けば、水は理を喩えており、波は事（＝現象界の個物）を喩えているのであって、但、〈仏性には迷情の事は無い〉と云う可きであり、必ずや〈迷情には仏性の理は無い〉とは云えない（不得云）のである。東西についても亦、同様（然）であって、迷に従って論ずれば、但、〈迷情なる事が有ること〉のみを見て、復た、〈仏性なる理〉を見ないのである。〈波には水という名〔称〕は無く、西には東なる〔名〕称がない（失）のと同じ（如）である。此れは、〈情と性〉の観点から、譬を〈従理と従迷との説〉に合しており、〈無上に関しての〔仏性の〕有無〉を之に例すれば、若し理に従って論ずれば、誰れもが「情であり無情」（＝無相なる空の公理）であり、迷に従って説けば、「情と無情とは隔てられ、無情は無仏性である。」】

## 注

\* 本稿は、故鳥村大心氏のご遺稿を最大限に尊重しつつ本紀要の体裁に合わせて掲載するものである。本紀要への本稿掲載の経緯については、『法華文化研究』第45号（2019年）21頁、〔編集者による序文〕を参照されたい。

- (1) 「仏が教える宗体は、天然・常住であって、異轍がないから〔これを云々しても〕弊れることはない」『私記』495b。
- (2) この根拠を、『私記』495cは『摩訶止観』の「心即万法」に基づいてか、「無情はすべて（全）これ自心」であるから、〈心が有仏性なら無情も有仏性である筈なのに、どうして無仏性というのか〉との意味とする。
- (3) 筆者はこの「体」を真如と解する。
- (4) 「無情はすべて（全）これ自心」であるからである－『私記』495c。
- (5) 筆者はこの記述は、〈無情有仏性を記述したもの〉とは理解せず、「偏」とあるから、〈仏性が真如のみを意味する〉のではなく、鳥村に詳述したように、同時に〈成仏可能性〉をも意味していると理解する。従って、〈有情有仏性〉は〈成仏可能性〉を意味し、〈無情有仏性〉とは〈無情は真如としてある〉（＝覚者に対して顕現している）との意味と理解する。
- (6) 衆生が正因仏性を具足すれば、衆生即実相であり、〈実相においては依正一体である〉ことが実現しているとの意味。
- (7) この意味は不明瞭だが、『私記』495cは、〈理としては〔一塵〕即〔生仏の一心〕のこと〉〈事としては〔一塵一心〕が三世に〔三千世界として随縁〕すること〉の意味とする。
- (8) 『私記』495cはこれを〔衆生の〕〈感〉（＝衆生の仏への働きかけ）としての「境を逐う業」の意味とする。
- (9) 『私記』495cはこれを、〈聖人（＝仏）が衆生の心の所見を変化させて、理具三千の観によって衆生に仏の理を顕現させる（＝与・「応」（＝仏の衆生への応答））こと〉の意味とする。この「感応」の結果、「理具三千」が実現し、「一は衆生・仏の心性と全同となり、一心一塵が同一なる事態（＝実相）」が実現する－『私記』495c。
- (10) 『私記』495cは〔次のように〕解釈する。〈一性（＝真如・実相）は無二であって、性（＝真如）と〔有〕情とは一如である。それなのに〔現象界なる〕所変に従ってしまえば、両者は異なる二として顕現するか

ら、その「〔根〕本」を忘れてしまうのである」と。

- (11) 拙論「華嚴『五教章』における「真如隨縁」の意味」『印仏研』第57巻第1号、拙論「真如熏習の真意 主として法蔵による理解」『印仏研』第58巻第2号を参照されたい。法蔵の華嚴教学での「真如隨縁」とは染淨二分依他性・如来蔵の染分が隨縁することで、真如は常に不変である。『私記』495cは、〈この真如隨縁の性体は無変であって……是の性は即ち仏性と同じ（如）〉つまり、「不変の性（＝真如）を仏性」と解釈する。
- (12) 「謂真如有二義。一不変義。二隨縁義」『起信論義記』T44>>p.255.3-20~21。
- (13) この意味の仏性は、染淨二分よりなるに無の二分依他性・如来蔵のこと（＝島村d、rに詳述）であると筆者は理解するが、記述の上からは〈真如そのものが隨縁する〉とも読める。このように『釈文』の著者（＝時拳）が理解していたとすると、宋代には、現代仏教学と同じく、最早『撰大乘論』『宝性論』等の説く二分依他性・如来蔵を理解できなくなっていたことを示す重大な記述となる。今は筆者の理解によって解釈しておく。
- (14) 「隨縁なる真如」を筆者は上記のように「染淨二分依他性・如来蔵の染分」と理解する。
- (15) 湛然のここの「真如」の記述を、筆者の理解である〈染淨二分の依他性・如来蔵〉として理解することは可能であるように思える。然し時拳の記述は後注のように「真如A1の隨縁」を意味している印象が強い。
- (16) 仏性には島村vに詳述したように①衆生の成仏の可能性、②真如、の二義がある。②の意味に注目すればこれは成立するが、①の意味で考える限りこれは成立しないことに注意。
- (17) 「如大海水因風波動。水相風相不相捨離。而水非動性。若風止滅動相則滅。湿性不壞故」『大乘起信論』T32>>p.576.3-11~13。池田注42。
- (18) 大正は「云無情有無」と記し、これを池田129は「云無情無」として理解している。しかし『私記』496a、『釈文』579cは「云無情有無」としているので、《〈無情に関して、仏性の有無を論じること〉は自家撞着である》と理解すべきであろう。
- (19) 真如とは〈現象界の覚者への見え方〉であるから、覚者にとっては、一切の現象界は真如として顕現しているからである。
- (20) 「猶如迷人依方故迷。若離於方則無有迷」『大乘起信論』T32>>p.577.1-2~3。池田注43。
- (21) 筆者の理解によれば、この「真如」は染淨二分の依他性を意味する－島村d。
- (22) ここと以下に続く記述は、〈真如A1そのものが隨縁して、万法になる〉と時拳が理解していたことを示唆する印象が強い。そうであれば、宋代には、二分依他性・如来蔵を理解できなくなっていたと、言うべきかもしれない。諸賢の見解を請いたい。
- (23) 覚者・実相に於いては、〈万法は真如として顕現している〉（＝第二真理命題）。
- (24) もともと「無」である所から、今現在の「法の有」が成立すること。